小田原市農業委員会告示第１４号

次の農地は、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３２条第１項各号又は第３３条第１項に該当する農地であるので、同法第３２条第３項（同法第３３条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 ８ 年１１月 ６ 日

小田原市農業委員会
会長 山 室 由 雄



１ 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
早川1181番1	畑	515	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1181番2	畑	267	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1182番1	畑	271	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番4	畑	286	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番5	畑	374	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番6	畑	1024	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番9	畑	149	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番13	畑	27	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番15	畑	45	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番19	畑	17	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1200番20	畑	15	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1248番3	畑	747	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1339番4	畑	2545	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆
早川1412番95	畑	922	所有権	第33条第1項	(亡)日下部 隆

掲示期限	令和９年１月５日

2　この公示は、農地法第３２条第１項第１号及び第２号並びに第３３条第１項に規定する農地について、同法第３２条第２項及び第３項（これらの規定を同法第３３条第２項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うもの（農地法施行規則（昭和２７年農林省令第７９号）第７４条の２の規定により探索を行ったとみなされる場合を含む。）である。

3　１に掲げる農地の所有者等は、この公示の日から起算して２月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4　この公示があった日から起算して２月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第４１条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第３２条第１項第２号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。